

新美南吉童話イメージキャラクター「ごん吉くん」図形使用規定

(趣旨)

第1条

この規定は、新美南吉童話イメージキャラクター「ごん吉くん」の図形（以下「ごん吉くん図形」という。）を半田市（著作権者）以外の者が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条

ごん吉くん図形の使用は、新美南吉とその文学及び半田市のPRを目的とする。

(使用範囲)

第3条

ごん吉くん図形の使用範囲は、広報媒体、景品（非商品）とする。

(使用対象者)

第4条

ごん吉くん図形の使用対象者は、事業者、NPO法人等の市民活動団体、行政機関者とする。

(図形等)

第5条

- (1) ごん吉くん図形は、別紙のとおりとする。
- (2) 使用者がごん吉くん図形を改変して使用することはできない。但し、色をモノトーンに変更することは可とする。
- (3) 使用用途により図形を改変する必要がある場合は、別途半田市に申し出て許可を得るものとする。

(使用の申請)

第6条

ごん吉くん図形を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、「ごん吉くん（図形）使用申請書（様式1）」を半田市に提出するものとする。

(使用許可等の通知)

第7条

半田市は前条の申請書を受理した場合は、使用目的、内容などを審査し、使用の可否を「ごん吉くん（図形）使用許可等通知書（様式2）」により通知するものとする。

(使用期間)

第8条

前条により許可を受けた場合のごん吉くん図形の使用期間は、ごん吉くん図形使用許可等通知書の通知日から起算して1年を経過後の最初の3月31日までとする。使用期間の更新を希望する場合は、使用者は改めて第6条の申請行わなければならない。

(使用料)

第9条

ごん吉くん図形の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第10条

- (1) 許可を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 法令や公序良俗に反しないこと。

- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動及び特定の個人又は団体の売名に使用しないこと。
- (4) 使用の権利を譲渡しないこと。
- (5) 「ごん吉くん」の図形及び名称の商標登録を行わないこと。
- (6) 不当な利益を得るために使用しないこと。

(その他)

第11条

- (1) 審査後の内容等に変更が生じた場合、ただちに申し出なければならない。
- (2) 本基準に定めていない使用範囲等によりごん吉くん図形を使用する場合、別途半田市と協議するものとする。
- (3) 使用者が、「ごん吉くん」の名称及び図形の使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、半田市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

この基準は、平成24年8月1日より適用する。